

令和5年(2023年) 12月【個別公表】

【事務処理誤り等】

I 福祉部 障がい福祉課

件名	障がい福祉サービスの支給決定誤りによる給付費の過少支給について
公表日	令和5年12月1日(金)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 概要 障がい福祉サービスの生活介護の支給決定の際、重度障害者支援加算の対象にもかかわらず、当該加算に関する確認及びシステムへの入力漏れたことで、支給決定通知書及び受給者証に加算対象の記載を行わずに発行した。 これにより、事業者から加算分の報酬が請求されず、給付費の過少支給が発生した。 ※ 過去の支給決定の状況について確認作業を行っている中で、過年度分の誤りが判明したもの。</li><li>● 対象件数：2件(2名分) 計：1,455,600円 1例目：令和元年7月～令和2年4月 844,000円 2例目：令和元年7月～令和元年12月 611,600円</li><li>● 対応 対象となる事業所に対して、お詫びと説明を行った。過少支給となっている給付費は、対象事業所へ追加支給を行う予定。 ※ なお、対象事業所へ追加支給を行うにあたり、今回の事案においては利用者負担等は発生しないため、利用者への影響はない。</li></ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支給決定事務において、各種加算の算定根拠となる認定調査資料等を確認する必要があるが、当時、当該加算の確認が十分ではなかった。 現在はチェックリストを活用するなどして加算の要件確認を行っており、今後も複数の職員で確認を行っていく。</li></ul>
所管課	福祉部 障がい福祉課 電話：0985-21-1772

2 高岡総合支所 地域市民福祉課

件名	要介護認定等の情報提供業務における個人情報の漏えいについて
公表日	令和5年12月26日(火)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要           <p>要介護認定等の情報提供業務について、12月7日に窓口で事業所に受け渡しを行う際、対象者分の書類に加えて、クリップに挟まっていた別事業所分の1件分を誤って渡したため、個人情報の漏えいが発生した。</p> </li> <li>● 対象者及び流出情報           <p>対象者①：要介護・要支援認定申請者 流出情報：氏名、住所、生年月日、年齢、性別、被保険者番号、申請区分、認定情報、認定調査情報、かかりつけ医療機関名及び医師名、傷病名、傷病に関する意見</p> <p>対象者②：対象者①のかかりつけ医師 流出情報：氏名、病院名、病院所在地、電話、FAX</p> </li> <li>● 被害状況           <p>現時点で被害報告はない。</p> </li> <li>● 事案発生の原因           <p>資料手渡し時の確認不足。</p> </li> <li>● 対応状況           <p>誤って提供した資料を12月7日中に回収した。 対象者へ連絡し、説明・謝罪を行った。</p> </li> </ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受け渡しの確認に使用している連絡票について、事業所ごとにファイルで管理する。</li> <li>● 受取者にその場で確認をお願いし、内容に間違いがなければ連絡票の受取番号の横に受取及び内容確認のサインをもらう。</li> </ul>
所管課	高岡総合支所 地域市民福祉課 電話：0985-82-1112

### 3 教育委員会 生涯学習課

件名	放課後児童クラブの実績報告依頼業務における情報の誤送信について
公表日	令和5年12月28日(木)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要           <p>令和5年12月25日に、メール送信時の確認不足により、本来はA事業者(児童クラブ運営受託者。以下同じ。)に送信すべき放課後児童クラブの入会者リストを、誤ってB事業者に送信したものの。</p> </li> <li>● 対象者及び個人情報           <p>対象者：児童クラブの入会者(2, 123人)</p> <p>個人情報：児童の氏名、性別、学年、児童クラブ名、入会曜日</p> </li> <li>● 当日の対応状況           <p>12時頃：メール誤送信</p> <p>13時頃：別の職員がメールを閲覧し、誤りが発覚。</p> <p>14時45分頃：誤送信したB事業者にメールの削除を依頼。 サーバ内を含め削除したとの説明を受けた。</p> </li> </ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報を関係機関・市民に送信する際は、所属長の許可を受けた上で、宛名、送信データに誤りがないかの確認を、必ず複数の職員で行う。</li> </ul>
所管課	教育委員会 生涯学習課 電話：0985-85-1834

### 4 教育委員会 保健給食課

件名	個人事業主に対する源泉徴収事務処理誤りについて
公表日	令和5年12月28日(木)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要           <p>「学校給食センター外壁・屋根改修工事实施設計業務委託料」の支払の際に、支払相手方が個人事業主であったが、源泉徴収税の徴収漏れが発生した。 &lt;対象事業者：1件 対象額：405,949円&gt;</p> </li> <li>● 経緯           <p>11月28日 相手方から請求書を受理。</p> <p>12月11日 請求書に基づき委託料を支払。</p> <p>12月12日 相手方からの連絡で、源泉徴収税の徴収漏れが判明。</p> <p>12月15日 相手方へ謝罪、説明し、源泉徴収税分の納付書を渡す。 同日 相手方より、納付した旨の連絡あり。(12/20納付確認)</p> </li> <li>● 原因           <p>支払処理の際に、相手方が個人事業主かどうかの確認不足。</p> </li> </ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払相手方が個人事業主であるかどうか、「添付書類チェック表」にて担当者及び係長で確認し、源泉徴収税の控除を確実にを行う。</li> </ul>
所管課	教育委員会 保健給食課 電話：0985-85-1837

5 観光商工部 産業政策課

件名	「宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給」における支給誤りについて
公表日	令和5年12月28日(木)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要            本事業に係る利子補給について、令和5年11月27日の事務処理誤りの公表後、改めて全ての申請書及び添付書類を精査した結果、新たに9件の支給誤りが判明したものの。</li> <li>● 対象件数・金額            9件(申請件数1,242件中 誤支給額:486,939円 支給見込額:543,194円)</li> <li>● 原因            他の融資制度に係る書類(融資取引明細)が添付された申請書を誤って受け付けるとともに、審査時に正しいチェックがなされていなかったため。</li> <li>● 相手への対応            速やかに対象事業者と連絡を取り、経緯を説明した後、誤支給額の返還又は正しい額での支給に向けた事務処理を行う。</li> </ul>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後は、金融機関が融資取引明細に付与している取扱番号について、市が受け付ける申請書及び管理台帳に記載することで、受け付けた申請が当該貸付に係る明細であることを確認する。</li> <li>● これまで、受付職員と担当職員の2名で行っていた受け付け時の審査業務について、担当係長を含めた3名で行うことでチェック体制の充実を図る。</li> <li>● 金融機関に対して、融資取引明細を発行する際に、事業者が指定した融資の明細であることを確認するように通知する。</li> </ul>
所管課	観光商工部 産業政策課 電話：0985-21-1792